

2021年度(一部改訂)
熊本県教育委員会



ICT活用テーマ別 実践ガイド

GIGAスクール構想研修パッケージ

情報安全・情報モラル教育^編



Contents

- ▶ 情報モラル教育の必要性
- ▶ ネットトラブルへの対応
- ▶ 家庭でのルールづくり

情報モラルって必要なの!?

子供たちの的確な判断力を育む！

- 情報社会を生き抜く
将来の社会人のために
- 大人も子供も学んで、
情報社会を生き抜く

► “学習の基盤”となる資質・能力

学習指導要領では・・・

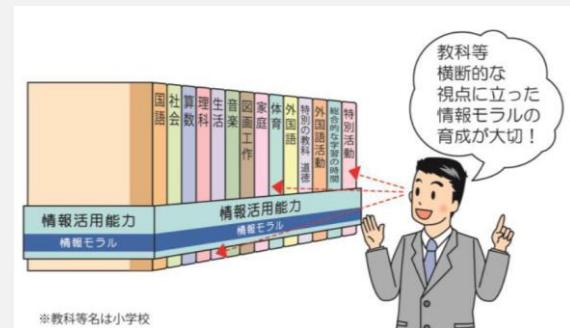
情報モラルは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」のことで、新学習指導要領の総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとすると明記されています。

道徳との関連は？

情報モラル指導観点

- ・責任ある情報発信・個人情報の保護
- ・相手を思いやるコミュニケーション
- ・情報社会における安全指導とセキュリティ

道徳指導観点(1)主として自分自身にすること/(2)主として他人とのかかわりにすること/(3)主として集団や社会とのかかわりにすること



情報社会で適切な行動を行うための
基本となる考え方と態度の育成

情報モラル教育
日常モラルの指導 + 情報社会の特性の理解

► 児童生徒の利用の実態

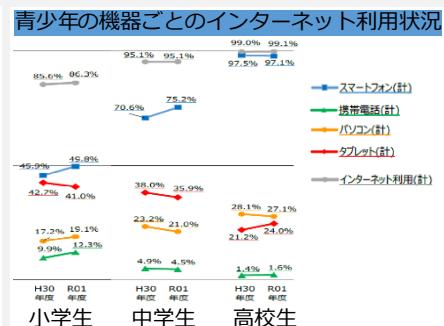
児童生徒に情報モラルを身につけさせることが急務

- ・インターネットを利用する回答した青少年の平均利用時間は、前年度と比べ約14分増加し、約182分。
- ・高校生は、平均利用時間が前年度と比べ約31分増加し、約248分。
- ・目的ごとの平均利用時間は趣味・娯楽が最も多く、前年度と比べ約14分増加し、約120分。

小学生のスマホ所有率は年々増加傾向にあり、2019年(令和元年)時点で小学生全体の49.8%と約半数の小学生がスマホを所持していることが分かります。

スマートフォンを所有し始める年齢も低年齢化が進んでいる状況にあります。

| 利用時間 | 令和元年度 | | 平成30年度 | | 目的別の利用時間 | 令和元年度 | 平成30年度 |
|-----------------|--------|----------|--------|----------|-----------------------------|--------|--------|
| | 平均利用時間 | 3時間以上の割合 | 平均利用時間 | 3時間以上の割合 | | | |
| 総数(サンプル 2,977) | 182.3分 | 46.6% | 168.5分 | 40.2% | 勉強・学習・知育 (n=2034) | 33.3分 | 35.7分 |
| 小学生(サンプル 933) | 129.1分 | 29.3% | 118.2分 | 21.0% | 趣味・娯楽 (n=2774) | 119.5分 | 105.6分 |
| 中学生(サンプル 1,180) | 176.1分 | 45.8% | 163.9分 | 37.1% | 保護者・友人等とのコミュニケーション (n=2179) | 43.9分 | 52.4分 |
| 高校生(サンプル 860) | 247.8分 | 66.3% | 217.2分 | 61.7% | 上記以外 (n=1170) | 16.5分 | 22.4分 |



何を 身につけさせるか

共通理解のもと取り組もう！

- 学びの目標は、5つ
- 学校教育全体で取り組む
- 実態に即した指導

►情報モラル指導モデル カリキュラム作成

年間計画に位置づけを！

『情報モラル指導モデルカリキュラム表』では、情報モラル教育を5つに分類し、小学校低学年、中学年、高学年、中学校、高等学校の5つの発達段階に応じた指導目標が示されています。情報モラル教育は、**体系的に取り組む必要**があり、心の発達段階や知識の習得、理解の度合いに応じた指導が大切です。

年々、スマートフォンやSNSの活用が低年齢化しており、内容によっては、早期の指導が望ましい場合もあります。各学校において実態を把握する必要があります。

情報モラルの5本柱

情報モラルは、一分類を授業で行い終えるという一時的な取り組みではなく、**どのような力をどの時間で身につけさせるか**を計画する必要があります。（カリキュラムマネジメントの視点）

| | |
|-------------------|---|
| 1 情報社会の倫理 | ・情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる。 ・情報を正しく安全に利用することに努める。 |
| 2 法の理解と遵守 | ・情報社会でのルール・マナーを遵守できる。 |
| 3 安全への知恵 | ・情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる。 ・情報を正しく安全に利用することに努める。 ・安全や健康を害するような行動を抑制できる。 |
| 4 情報セキュリティ | ・生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る。 ・情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる。 |
| 5 公共的なネットワーク社会の構築 | ・情報社会の一員として、公共的な意識を持つ。 |

日常モラルの側面（心を磨く）



公共的な
ネットワーク社会
の構築



安全の側面（知恵を磨く）

►発達段階に合わせた学びの例

小学校低学年では、日常生活におけるモラルの指導が優先され、中学年からは情報機器の活用などにあわせて、徐々に情報社会の特性やその中の情報モラルについて触れるように指導していきます。

「安全への知恵」の学びの例（情報モラル指導モデルカリキュラム）より

| 小学校1～2年 | 小学校3～4年 | 小学校5～6年 | 中学校 | 高等学校 |
|-----------------|--------------------|--------------------|----------------------------------|---------------------|
| | 情報には誤ったものもあることに気付く | 情報の正確さを判断する方法を知る | 情報の信頼性を吟味できる | 情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる |
| 知らない人に、連絡先を教えない | 個人の情報は、他人にもらさない | 自他の個人情報を、第三者にもらさない | 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる | |



情報モラル指導モデルカリキュラム表
小中高一貫のモデルカリキュラム表となっています。この表を参考にして、情報モラルのカリキュラムを組み立て、実施してください。

<http://jnk4.info/www/moral-guidebook-2007/model/>



情報モラル実践事例集
学校種、学年、教科等、学習目標や学習項目で検索、およびキーワード全文検索ができます。実践の留意点やコメントなども書かれています。

<http://jnk4.info/www/moral-guidebook-2007/jirei/>

情報モラル教育の進め方

教科横断的な学びの視点

▶何を教えなければならないか

問題の本質をとらえよう

ネット上のトラブル問題の多くは、技術が進化してもその本質はほとんど変化していません。情報モラルは「**日常モラル**」と「**情報技術の仕組み**」から成り立っていることを理解させ、自ら問題を解決する力を育てることが重要です。

問題の本質を要因や結果で整理すると・・・

- ①（インターネットやゲーム等に）依存する。
- ②相手とのやり取りで問題を起こす。
- ③自分が被害に遭う。

情報モラル

■日常モラル

■情報技術の特性・仕組みの理解

情報モラルの判断に必要な要素

| 日常モラル | 仕組みの理解 |
|---------|------------|
| 節度 | インターネットの特性 |
| 思慮 | 心理的・身体的特性 |
| 思いやり、礼儀 | 機器やサービスの特性 |
| 正義、規範 | |

▶情報モラル教育の進め方

必要性・目標・内容を確認して4つのステップで

STEP1 子どものたちの実態の把握や整理

「教師の観察」や「アンケート結果」などから子どもたちの事態を把握しましょう。無料で現状把握できる診断サービスを利用するのも有効です。

年間指導計画の作成

「情報モラル指導モデルカリキュラム表」を参考に年間指導計画の作成や見直しをします。

指導方法の検討

「情報モラル教育指導例」参考に授業や集会等さまざまな場面での具体的な指導を検討しましょう。

実際の指導と評価

実際に指導を行い、その結果を今後の指導に生かしていきましょう。



映像で分かる!
授業での情報モラル教育(熊本県)
<https://www.higo.ed.jp/calas/moral/morai-class>



情報モラル実践事例集
(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shoto/zyouhou/detail/1408132.htm

▶特別支援教育における情報モラル教育

一人一人のニーズに応じた支援を

ICT活用や情報教育（情報モラル教育を含む）などの内容にわざかな配慮や工夫をし、**疑似体験等**で、**将来の生活を見据えた指導**を行うことが必要となります。



SNSの「上手なつかいかた」をかんがえよう
ソーシャル・スキルのトレーニングをとおして、情報モラルを学ぶことができます。授業用のスライド、ワークシート等が提供されています。

<http://shiotashingo.main.jp/?p=801> (静岡大学教育学部 塩田真吾 研究室)

「SNSでの写真の公開」を考えてみよう

SNSの種類
YouTube（ユーチューブ）やTwitter（ツイッター）は、たくさんの人が見られるSNSです。

世界中の人が、自分の興味のあることや動画などを見ることができます。

5枚の写真を、3つのグループにわけてみよう！

こたえ

「SNSでのコミュニケーション」を考えてみよう

スタンプの使い方を学ぼう
「嬉しい気持ち」を伝えるときは、どのスタンプを使えばよいかな？

スタンプの使い方を学ぼう
会話をすることで、SNSでコミュニケーションを取るときの注意点を学ぼう

会話をすることで、SNSでコミュニケーションを取るときの注意点を学ぼう

会話をすることで、SNSでコミュニケーションを取るときの注意点を学ぼう

ネットトラブル

- インターネットで起きてているトラブルとは
- 教師が知っておくべき関係法令とは

児童生徒をトラブルから守る

▶ネットトラブル

児童生徒の被害も増加

インターネット利用が急速に広がる中で、インターネット上の誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報などが大きな社会問題になっています。

SNSに起因する事犯の被害児童数も増加傾向にあり、令和元年の被害児童数は2,082名と過去最多となっています。

子どもたちを被害者にも加害者にもならないために、インターネットトラブルに関する最新情報および、予防方法を入手することが重要となります。



インターネット
トラブル事例集
(総務省)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html



インターネットトラ
ブル (独立行政法人
国民生活センター)
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/internet.html



青少年のスマホ利
用のリスクと対策
(安心ネットづくり促進協議会)
<https://www.good-net.jp/sp/>

▶SNSへの投稿について

軽はずみなSNSへの投稿

学校等において、身近な友人などが事件や事故に巻き込まれたり、亡くなったりしたとき、その当事者の人権や名誉を傷つけるようなことがないように十分に配慮することが必要です。当時者やその家族・遺族に対する誹謗中傷や憶測による書き込み等は絶対にあってはなりません。

不用意・不適切な発言や写真等が投稿されることにより、投稿された人やその関係者を深く傷つけてしまう等、投稿者自身も含めて、社会全体に大きな影響を及ぼす問題が生じています。SNSの普及に伴い各家庭では子供に対して、インターネット上に情報を発信する際の責任を理解させ、インターネットを適切に利用しようとする姿勢を身に付けさせる必要があります。

▶法令の知識

情報に関する法律は、多岐に渡ります。児童生徒がインターネットに起因する問題の加害者にも被害者にもならないために、教師が関連法令の知識をもち、児童生徒の指導に当たることが必要です。

また、社会の変化に伴い法令も改正されたり、新しく制定されたりします。児童生徒を指導する教師自身が情報へのアンテナを高く持ち、各法令のもと適切に対応する力が求められています。



情報セキユ
リティ関連
の法律・ガ
イドライン
(総務省)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/basic/legal/index.html



I T 関連法
律リンク集
(首相官邸)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/link.html>

家庭でのルールづくりのポイント

ルールが「スローガン」になってませんか？

- 「曖昧」から「明確」へ
- 「他律」から「自律」へ

►ルールの中の「曖昧さ」を考えさせる

ルールは明確な内容を設定

次のような「曖昧な」表現により、それぞれの立場で認識にずれがあります。明確な内容を議論する機会が必要です。

(曖昧な例)

- 「使いすぎ」→「どのような状態」
- 「夜遅く」→「夜遅くとは何時」
- 「不適切な」→「不適切とはどのようなこと」
- 「悪口」→「悪口とは何か」



くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条
<https://www.higo.ed.jp/colas/wysiwyg/file/download/9/707>



考えよう 家族みんなで
スマホのルール
私たちは子供たちの情報モラル育成に取り組みます
熊本県教育委員会 × 文部科学省

►ルールを守るための工夫を考えさせる

他律的指導から自立的指導へ

もし、ルールを守れない状態が続いたら、どうする？



話し合ってますか？
家庭のルール
文部科学省（動画）
<https://youtu.be/udZQVT7UAs>

△罰則による指導

【他律的指導】自分の意志ではなく、他人の命令による行動
「〇〇してはいけない」、「ルールを守りましょう」

↓〈注意し続けることはできない〉



情報モラル教育教材
(静岡大学教育学部
塩田真吾 研究室)
<http://shiotashing.o.main.jp/?p=737>

◎考えさせていく指導

【自律的指導】自分の意志で判断しながら、行動させる
「守れないシチュエーション」を考えさせ
る。

►タイムマネジメントの力を身に付けさせる

使いすぎを「見える化」

ネットを長時間利用すると、生活に必要な時間が削られます。子どもたちに自分の大切な時間が削られているということを自覚させることが必要です。

そのために、1週間の生活の記録を他者と比較する機会を設けるなど、自分の生活状況を見つめ直すことで、自律的に時間を管理する力を育むことが大切です。



タイムマネジメント
教育プログラム
NOLTYスコラ® オープ



<https://www.noltyplanners.co.jp/schola/timemanagement/index.html>

1人1台端末を安全・安心に活用するために

子供の命、安全・安心を守る

■ 「文房具」として端末を正しく使う

■ 現状を把握し子供とともに学ぶ

▶1人1台端末環境下における「光」と「影」

G I G Aスクール構想により、1人1台端末や高速大容量の通信環境が整備され、子供たち自身がI C Tを「文房具」として、教員自身がI C Tを「教具」として、自由な発想で活用できる環境になりました。

学習用端末も正しく使用しなければ、スマートフォンや携帯電話等と同様に、ネットワークに起因する問題が起こりうることを認識しておく必要があります。

▶現状を知り子供と一緒に考える

トラブル対策チェックリストの活用

未然防止のためにも「現状を把握する」ことが重要です。1人1台端末環境下で起こりうるトラブルについて、チェックしてみましょう。

| トラブル事例 | 危険性 | 対応策（例） |
|--------------------------------------|---|--|
| なりすまし | ・いじめにつながる書き込み等の可能性がある ・データの消去や改ざん | □個別のパスワード及び頻度それにいいパスワードの設定する。 □アカウント及びパスワードを他人に教えたり、PC等の誰でも見える場所に貼ったりしない。 □クラスルーム等を作成する場合は、必ず教員が参加する。 |
| 写真や動画の撮影・共有 | ・個人の特徴につながる ・友達とのトラブルになる ・肖像権の侵害 | □学習の目的に合わせて撮影・共有する。 □撮影禁止の場所になつていないかを確認する。 □撮影の際は、対象者に許諾を得る。 |
| SNSへの投稿 | ・個人の特徴につながる ・事件や犯罪に巻き込まれる可能性がある ・肖像権の侵害 | □SNSなど、学習に関係のない投稿はしない等のルールを作る。 □一度投稿したものは取り消せないことや匿名性がないことを知らせる。 □写真には位置情報が含まれることがあることを知らせる。 □掲載情報の日付等の事実確認を行う。 □情報の提供元が信頼できるかを判断する。 □複数のメディアから情報を集める。 □正しかどうか分からぬ情報は、絶対に広めない。 □URLがhttpではなく、httpsとなっているかを確認する。 |
| インターネット上の情報の真偽（信憑性） | ・誤った情報が広がる ・悪意のある情報に騙される ・気付かぬうちに加害者になる可能性がある | □学習に必要な場合でのみ活用する。 □使用時間など、学校や家庭のルールを具体的に決める。 □30分ごとに目を休めるようにする。 |
| 長時間利用 | ・睡眠時間が削られ、不眠症や不登校の原因になる ・授業に集中できなくなり、成績が落ちる ・目への影響がある | □学習に関係のないアップロードやダウンロードは行わない。 □学習に関係のないサイトの閲覧をしない。 |
| インターネット上の著作物の無断使用 違法な著作物の無断ダウンロード | ・著作権法違反の疑いで処罰される | □見慣れないメールは開封せずに、削除する。 □問題が起つたら、一人で抱え込まず、周りに相談する。 □自分の以外のアカウントを使ってログインしない。 |
| 見慣れないメールの開封 不正アクセス | ・コンピュータウイルスの感染、架空請求、詐欺に巻き込まれる可能性がある | |

児童生徒向け教材の活用

1人1台端末の適切な使用方法やIDやパスワードの適切な管理について子供たち自身に考えさせる必要があります。

文部科学省が作成した動画教材や手引書（シナリオスライド・モデル指導案・板書例・ワークシート例・アンケート例・カード教材）を活用し、子供と一緒に考えていきましょう。

情報化社会の新たな問題を考えための教材（文科省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm

▶「校内研修」で共通理解を

講義動画の活用

「独立行政法人教職員支援機構（NITS）」では、「校内研修シリーズ」をはじめ、講義動画などの研修教材が提供されています。

校内研修の始めに視聴し、それをふまえた演習や発表を行うことで、情報モラル教育についての研修が充実します。

積極的に活用し、組織として課題へと対応できるように共通理解を図りましょう。

ネットいじめの未然防止及び解決に向けた指導と対応：校内研修シリーズ №45
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/045.html>

情報社会に主体的に参画する態度を育む指導：校内研修シリーズ №82
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/082.html>

参考となるサイト 相談窓口

もっと知りたい！何を見ればいい？

▶参考となるポータルサイト



熊本県教育情報システム（熊本県）
広く知見をえることができます。携帯電話・スマートフォン、SNSの安全利用に関する教職員・保護者対象の出前講座の案内もあります。

<https://www.higo.ed.jp/colas/moral>

- ・教育の情報化に関する手引き（PDF）
- ・情報モラル指導モデルカリキュラム（PDF）
- ・情報モラル指導実践キックオフガイドブック（PDF）
- ・情報モラル指導者養成研修ハンドブック（動画）（PDF）（他）
- ・文部科学省 小学校道徳 読み物資料集（PDF）



熊本県警察
「スマホに弱い大人の教科書」
インターネットに起因する犯罪やトラブルから、どうすれば児童生徒を守れるのか、多くの事件を担当した警察官の経験を基に読みやすくまとめられています。

<https://www.pref.kumamoto.jp/police/page1511.html>



ゆっぴーと学ぼう!! あんしんネットスクール
児童生徒がインターネットを利用して、被害者にも加害者にもならないための児童生徒・保護者向けの動画です。「自画撮り被害編」「フィルタリング編」「閻バイト編」等を掲載しています。

<https://www.pref.kumamoto.jp/police/page1969.html>



文部科学省
情報モラルに関する指導の充実に資する〈児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉・〈保護者向けの動画教材・スライド資料〉等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm

- ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材
～安全なインターネットの使い方を考える～
【動画教材/教材静止画/概要資料(教師用)/指導の手引き/ワークシート】
- ・保護者のための情報モラル教室
話し合っていますか？家庭のルール
【動画教材/概要資料/スライド資料/パンフレット/講義ガイド】



**一般社団法人日本教育情報化振興会
ネット社会の歩き方**
便利なネット社会を、安全に楽しむために、気をつけなければならないことを、学ぶための教材です。

<http://www2.japet.or.jp/net-walk/>

- ・幼、小学生、中・高生、教員/保護者向けの情報モラル動画教材
- ・プレゼン資料やロールプレイ型授業に使えるイラスト教材
- ・ネットショッピングやSNSの疑似体験ができるミュレーション教材
- ・セミナーの指導者用教材や保護者向けの冊子教材

▶相談窓口

悩まず相談を！

■熊本県警察本部肥後っ子サポートセンター「肥後っ子テレホン」
(少年の非行、犯罪被害等に関すること)

0120-02-4976 相談時間帯：平日8時30分～17時15分
携帯電話からは、096-384-4976

■熊本県教育庁学校安全・安心推進課

096-333-2720 相談時間帯：平日8時30分～17時15分

■法務省「子どもの人権110番」

0120-007-110 相談時間帯：平日8時30分～17時15分

■文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」

0120-078-310 相談時間帯：24時間



セーフライン
(一社 セーファーイ

ンターネット協会)
誹謗中傷ホットラインが
あなたに代わって投稿の
削除を依頼します。

※相談前に、「相談にあたって」「FAQ」をご覧ください。
<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>



著作権情報センター

専任の著作権相談員
が、著作権制度全般に
関する質問や、著作物
の利用に関する相談に
応じています。

<http://www.cric.or.jp/counsel/index.html#soudan>